

鹿 児 島 県 公 報

令和 8 年 3 月 17 日 (火) 第 702 号



鹿 児 島 県

発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日 (毎 週 火 , 金)

目 次

(※については例規集掲載事項)

ページ

告 示

- 保安林の指定の解除予定 (森づくり推進課取扱い) 1
 - 漁船保険付保義務発生 (水産振興課取扱い) 1
 - 特定漁業者の規約の制定に係る同意の認定 (2件) (水産振興課取扱い) 1
 - 土地改良区の役員の退任の届出 (農地整備課取扱い) 2
 - 県営土地改良事業の計画の決定 (2件) (農地整備課取扱い) 2
 - 都市計画都市計画区域の整備, 開発及び保全の方針の変更 (都市計画課取扱い) 3
- 公 告
- 建設業者営業所所在地の申出の催告 (監理課取扱い) 3
- 公 安 委 員 会 告 示
- 遊技機の型式の検定の告示 (生活安全企画課取扱い) 3
- 奄美大島海区漁業調整委員会指示
- 浮魚礁の敷設及びこれを利用して行う漁業についての指示 (奄美大島海区漁業調整委員会取扱い) 4
 - うみがめの採捕についての指示 (奄美大島海区漁業調整委員会取扱い) 4

告 示

鹿 児 島 県 告 示 第 170 号

森林法 (昭和26年法律第249号) 第26条の2第1項の規定により, 次のとおり保安林の指定を解除する予定である。

令和 8 年 3 月 17 日

鹿 児 島 県 知 事 塩 田 康 一

- 1 解除予定保安林の所在場所
南さつま市坊津町坊字四本松9381番2
- 2 保安林として指定された目的
潮害の防備
- 3 解除の理由
指定理由の消滅

鹿 児 島 県 告 示 第 171 号

漁船損害等補償法 (昭和27年法律第28号) 第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果, 笠利加入区について, 同法第112条第1項の規定による同意があったものと認める。

令和 8 年 3 月 17 日

鹿 児 島 県 知 事 塩 田 康 一

鹿 児 島 県 告 示 第 172 号

薩摩川内市港町6198番地 小倉義宏及び薩摩川内市港町46番地1 津田伸二からなされた次の区域及び区分に係る漁業災害補償法 (昭和39年法律第158号) 第108条第4項において準用す

る同法第105条の2第3項の規定による届出に係る同法第108条第2項の同意は、同項に規定する要件に適合すると認める。

令和 8 年 3 月 17 日

鹿児島県知事 塩田康一

区域及び区分

- 1 区域 薩摩川内市川内区域（川内市漁業協同組合の地区）
- 2 区分 主としてごち網漁業を営む漁業

鹿児島県告示第173号

熊毛郡屋久島町安房2457番地288 中島正道及び熊毛郡屋久島町麦生335番地495 岡山龍之介からなされた次の区域及び区分に係る漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第4項において準用する同法第105条の2第3項の規定による届出に係る同法第108条第2項の同意は、同項に規定する要件に適合すると認める。

令和 8 年 3 月 17 日

鹿児島県知事 塩田康一

区域及び区分

- 1 区域 屋久島町安房区域（熊毛郡屋久島町船行，安房，麦生，原及び尾之間の地区）
- 2 区分 主として沿岸一本釣り漁業を営む漁業

鹿児島県告示第174号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により、南薩土地改良区の役員の退任について次のとおり届出があった。

令和 8 年 3 月 17 日

鹿児島県知事 塩田康一

退任した役員の氏名及び住所

理事 中原 敬彦 枕崎市国見町432番地

鹿児島県告示第175号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、土地改良事業県営畑地帯総合整備中山間地域型（担い手支援対策）（暗渠排水及び土層改良）第二笠利地区の計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この決定に不服のある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、鹿児島県知事に対して審査請求をすることができる。

令和 8 年 3 月 17 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 縦覧書類の名称
土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧期間
令和 8 年 3 月 18 日から同年 4 月 15 日まで
- 3 縦覧場所
奄美市笠利総合支所農林水産課

鹿児島県告示第176号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、土地改良事業県営水利施設等保全高度化（畑地帯総合整備担い手支援対策）（農業用排水施設整備）湾頭原地区の計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この決定に不服のある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、鹿児島県知事に対して審査請求をすることができる。

令和 8 年 3 月 17 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 縦覧書類の名称
土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧期間
令和 8 年 3 月 18 日から同年 4 月 15 日まで
- 3 縦覧場所
喜界町役場農業振興課

鹿児島県告示第177号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、次の都市計画を変更した。

なお、当該都市計画の図書を、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、鹿児島県土木部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

令和 8 年 3 月 17 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 都市計画の種類
湧水町域都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- 2 都市計画を変更した土地の区域
変更した部分
栗野都市計画区域及び吉松都市計画区域

公 告**建設業者営業所所在地の申出の催告**

次の建設業者については、その営業所の所在地を確知できないので、当該建設業者は、その所在地を鹿児島県知事に申し出るよう建設業法（昭和24年法律第100号）第29条の2第1項の規定により公告する。

なお、この公告の日から30日を経過しても当該建設業者から申出がないときは、同項の規定により当該建設業者の許可を取り消すことがある。

令和 8 年 3 月 17 日

鹿児島県知事 塩田康一

商号	代表者氏名	主たる営業所の所在地	許可年月日	許可番号
株式会社 P E A C E	竹元 勇輝	鹿児島市石谷町1097番地	令和 6 年 2 月 15 日	鹿児島県知事許可（般-05）第17519号

公安委員会告示**鹿児島県公安委員会告示第24号**

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第20条第4項の規定により申請のあった次の遊技機は、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和60年国家公安委員会規則第4号）第6条の遊技機の型式に関する技術上の規格に適合していると認めた。

令和 8 年 3 月 17 日

鹿児島県公安委員会委員長 鱈野孝清

遊技機の種類	型式名	製造者の氏名又は名称	検定番号
回胴式遊技機	Lとある魔術の禁書目録2 F A	株式会社藤商事	5S1883

奄美大島海区漁業調整委員会指示

奄美大島海区漁業調整委員会指示第 7 - 2 号

奄美大島海区における浮魚礁（中層式魚礁を含む。以下「浮魚礁」という。）の敷設及びこれを利用して行う漁業について、漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定に基づき、次のとおり指示する。

令和 8 年 3 月 17 日

奄美大島海区漁業調整委員会会長 茂野拓真

1 敷設の承認等

- (1) 浮魚礁を敷設しようとする者（鹿児島県漁業調整規則（令和 2 年鹿児島県規則第52号）第 4 条第14号のしいらづけ漁業の許可を受けようとする者を除く。）は、別に定める「浮魚礁敷設承認取扱要領」の定めるところにより、奄美大島海区漁業調整委員会の承認を受けなければならない。
- (2) 前号の承認を受けて敷設した浮魚礁を利用して操業しようとする者は、敷設者の承認を受けなければならない。
- (3) 令和 5 年 3 月 10 日奄美大島海区漁業調整委員会指示第 4 - 2 号により敷設の承認を受けた浮魚礁で、この指示の施行の際現に存するものについては、令和 8 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日までの間は、第 1 号の承認を受けたものとみなす。

2 指示の有効期間

この指示の有効期間は、令和 8 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日までとする。

奄美大島海区漁業調整委員会指示第 7 - 3 号

奄美大島海区におけるうみがめの採捕について、漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定に基づき、次のとおり指示する。

令和 8 年 3 月 17 日

奄美大島海区漁業調整委員会会長 茂野拓真

（定義）

- 1 この指示において、「うみがめ」とは、アオウミガメ、アカウミガメ及びタイマイをいう。
（採捕等の制限）
- 2 奄美大島海区においては、うみがめ（うみがめの卵を含む。3、8及び9において同じ。）を採捕してはならない。ただし、次に掲げる者であって、採捕の目的、採捕を行う区域及び期間、採捕の予定数等に関して、奄美大島海区漁業調整委員会（以下「委員会」という。）の承認を受けたものについては、この限りでない。
 - (1) 試験研究の用に供しようとする者
 - (2) 増殖の用に供しようとする者
 - (3) その他委員会が特に認める者（採捕期間の制限）
- 3 2の承認を受けた者（2の(1)又は(2)に掲げる者を除く。次項において同じ。）であっても、6月1日から7月31日までの間は、採捕してはならない。
（雌のうみがめの採捕の禁止）
- 4 2の承認を受けた者であっても、雌のうみがめを採捕してはならない。
（承認証の交付）
- 5 委員会は、2の承認を受けた者に対し、承認証を交付するものとする。
（承認証の携帯）
- 6 2の承認を受けた者は、5の承認証を自ら携帯し、又は操業の責任者に携帯させなければならない。
（承認の取消し）
- 7 委員会は、資源保護上必要があると認めるときは、2の承認に条件を付し、その内容を変更し、又はこれを取り消すことがある。
（取扱要領）
- 8 この指示に定めるもののほか、うみがめの採捕の承認に関する事務の取扱いについては、別に定める「うみがめの採捕承認に関する事務取扱要領」によるものとする。

（所持又は販売の禁止）

9 2の承認を受けないで採捕されたうみがめ（標本及び剥製を含む。）を所持し，又は販売してはならない。

（指示の有効期間）

10 この指示の有効期間は，令和8年4月1日から令和11年3月31日までとする。